

出席停止の措置を取るべき場合

※コロナ以外の感染症と同じように、欠席扱いにならないお休みのことです。学校が判断します。



×マスクをしないで、長い時間近くにいた場合



×発熱



×咳・鼻水等

濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取る。

児童生徒等に発熱や咳等の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取ることができる。感染がまん延している地域においては、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ることができる。（[文部科学省通知](#)より抜粋）

臨時休業の実施の考え方

※学級閉鎖・学年閉鎖・休校の場合をいいます。

保健所や校医さんの助言をもとに、設置者である市が判断します。



児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、校長が、感染者及び濃厚接触者を出席停止とする（教職員の場合には出勤させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。臨時休業を行う場合には、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行う。（[文部科学省通知](#)より抜粋）